

運 営 規 程

2024 年 4 月 1 日

事業所名 小規模多機能型居宅介護事業所 コスモス松川

サービスの種類 「通いサービス」「泊まりサービス」「訪問サービス」

1. 事業の目的・運営方針

介護保険の認定をお受けになっている方に対し、暮らし慣れたご自宅での生活がより長く送られるよう、小規模で家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の生活上での世話及び機能訓練を「通いサービス」を基本に、「訪問サービス」「泊まりサービス」を通じて、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように応援することを目的とする。

2. 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1 名（常勤）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1 名（常勤）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護看護職員 10 名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 事務 1 名（介護職と兼務）

事務職は日常の請求業務などを行う。

3. 利用定員

契約者（一月当たり）29 名、通いサービス（一日当たり）18 名、泊まりサービス（一日当たり）9 名 訪問サービス 随時

4. サービスの提供方法及び内容

① 利用者の心身の状況を把握し、安心して日常生活を送ることができるよう、「通いサービス」を基本に必要な応じて、「泊まりサービス」「訪問サービス」を組み合わせ、妥当適切に行う。

② 利用者がそれぞれの目的に応じ、家庭的な雰囲気の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

③ 計画作成担当者が、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計画を作成し、それに基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、

- サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- ⑥ 当コスモスホームは自らそのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5. 利用料及びその他の費用

本事業所が提供する小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① その他の利用料

レクレーション活動費	月額 100 円	
(年間行事・レクレーション活動における材料費等の経費)		
日常生活消耗品費	月額 100 円	
(手指消毒液、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、おしりふき、ペーパータオル、シャンプー等の生活消耗品)		
おむつ		実費
理美容		実費
その他日常生活費 (個人使用物品)		実費

② 宿泊費等

一泊あたり 3,000 円
(夕食、朝食代を含む)

③ 食事代

朝食代 400 円
昼食代 800 円 (おやつ代込み)
夕食代 600 円

④ サービスご利用に当たっての留意事項

介護保険の要介護者であって健康な状態にある者で、共同生活に支障のない契約者29名を対象とする。従って、長期入院を必要とされる者や日常的に医療機関を必要とされる者などは契約・ご利用ができません場合があります。

⑤ 非常災害対策

- (ア) 予防管理組織を置き、自主点検、検査を実施する。
- (イ) 建物等の自主検査を実施する。
- (ウ) 消防用設備の点検
- (エ) 自衛消防組織を編成し職員全てが消防設備等の使い方に周知しなければならない。
- (オ) 火災が発生した場合、直ちに消防機関へ連絡するとともに初期消火活動に主眼をおき活動する、また入居者の安全避難もあわせて行う。

- (カ) 夜間における火災はただちに消防署へ通報するとともに、他の在籍職員に火災の発生を知らせ、初期消火、入居者の避難を行う。
- (キ) 非常災害に対処する具体的実施計画を立て、所轄消防機関と連絡し、避難・救出及び防火に対する訓練を随時行うこと。
- (ク) 近隣地区の防災会との連携を密にし、非常時の相互の応援体制を確立すること。

⑥ 業務継続計画（感染症 BCP・災害用 BCP）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図る為の計画（感染症 BCP・災害用 BCP）を策定する。
- (2) 当該業務改善計画に従い必要な措置を講じる。
- (3) 感染症委員会を設置し 3 月に 1 回以上開催を行う。
- (4) （感染症 BCP・災害用 BCP）は一年に一回見直し改定を行う。
- (5) （感染症 BCP・災害用 BCP）に従い、職員に対し年 2 回研修を実施する。

⑦ 高齢者虐待防止の推進及び身体拘束の適正化

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。
身体拘束の適正化を図るための措置を講じる。
- (2) 虐待防止の指針・身体拘束等の適正化のための指針を策定する。
- (3) 虐待防止・身体拘束廃止委員会の設置を行い 3 月に 1 回以上開催を行う。
- (4) 虐待防止・身体拘束の適正化のための研修を職員に対し年 2 回実施する。

⑧ 生産性向上推進

- (1) 介護現場における生産性向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。
- (2) 生産性向上委員会の設置を行い 3 月に 1 回以上開催を行う。

⑨ 協力医療機関等

- 1 下伊那赤十字病院
- 2 下伊那厚生病院
- 3 宮澤歯科医院
- 4 北原歯科医院
- 5 米山歯科医院

⑩ その他運営に関する重要事項

- (ア) 月 1 回、管理者を中心として介護職員全員で打ち合わせを行うこと。
- (イ) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行うこと。
- (ウ) 利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と介護職員共同で行うこと。
- (エ) 介護職員は、利用者が日常生活を営む上で必要な、行政機関に対する手続き等について協力援助を行うこと。
- (オ) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。

(付則)

本規定は、2025 年 6 月 1 日から適用する。